

「豊田市こども園新設整備事業者募集」に関する質問への回答

番号	質問内容	回答
1	開園時において、乳児の定員を30名程度で始め、その後増築して50名にすることは可能か。	拒むものではございません。
2	要綱に事業者の所有地とあるが、事業用定期借地権のある土地もよいか。	園舎及び園庭用地については、事業者の所有地とします。（見込みも含む。） なお、これから買収する場合は、令和7年度から施設整備に着手できるよう、所有権移転が可能な土地であることが条件となります。
3	駐車場の土地は必要か。	駐車場の要否はご判断ください。 なお、参考として豊田市内の他の園の状況としては、園児の送迎に車を利用する保護者が多いため、駐車場を整備しています。
4	3～5歳児の給食は市が指定する給食センター等を利用するとあるが、法人で調理師を用意し、派遣する等ではないのか。	3～5歳児の給食については給食センター等で調理し配送しますので、調理師等の派遣の必要はありません。
5	3～5歳児で給食センターを利用することで法人が負担する費用はあるのか。	給食を喫食する職員の給食費については、食数に応じて費用を徴収します。令和6年度現在で、1食210円です。
6	幼保連携型認定こども園の募集か。	保育所又は幼保連携型認定こども園を1施設募集しております。
7	農地転用に時間がかかり、令和8年4月1日に開園ができない場合は応募できないか。	「令和8年4月1日以降の開園」を条件としていますので、応募を拒むものではございません。
8	地域活動事業及び子育てひろば事業で豊田市立こども園に準じるとは具体的にはどのような内容か。	地域活動事業は自治区等の開催する活動になります。子育てひろば事業は週数日の園庭解放等、地域の親子が遊びに来ることができるよう設定していただくものです。専用部屋を設けていただく必要はございません。 詳細は豊田市ホームページにて内容をご確認ください。 URL：https://www.city.toyota.aichi.jp/kurashi/kosodateshien/kouryu/1003371.html
9	様式第4号「事業計画書」について、6こどもの健康管理や衛生管理に対する考え方の「園の管理体制」とは具体的にどのような内容について記載すればよいのか。	こどもの健康管理を適切に実施するにあたり、健康診断の受診結果の記録及びこどもの健康異常を把握するための管理体制等の考え方について記載をお願いします。また、園内の衛生管理について衛生上必要な措置をどのように行っているかなどご記入ください。
10	保育所における園庭についての面積基準はあるか。	園庭に限らず、保育所の基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」及び「豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」をご確認ください。 なお、園庭については保育所付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所も含んで満2才以上の幼児1人あたり3.3㎡以上となります。 幼保連携型認定こども園の場合は「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」及び「豊田市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例」をご確認ください。